

# 小口零細企業資金（高知市）

## 制度概要

高知市内で事業を営む特定非営利活動（NPO）法人を除く小規模事業者で、以下のすべてに該当する方

①  
(いずれか)

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの

常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

②

新規申込額と既存の信用保証協会保証残高（根保証は融資極度額）との合計が2,000万円の範囲となるもの

③

市税を滞納していない者

## 主な概要

保証限度額

2,000万円

保証期間

7年以内（据置 6か月以内）

融資利率

2.00%以内（固定）

信用保証料率

0.40~1.10%

★SN認定 0.40%

★SN認定（4号） 0.00%